

## 第16回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成23年9月28日（水）18時30分から20時31分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 18人  
出席委員 石坂卓也（会長）、小林秀行（副会長）、小林又市、小松日出雄、嶋田一夫、清水八千代、田中一枝、馬部昭二、増田雅則、町田宇平、野納敏展、浜三昭（副会長）、内藤和男、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、高畑智一、長岡博之
- 4 出席者  
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英  
JFEエンジニアリング株式会社  
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 5人

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項  
(1) 第15回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について  
(2) ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱の一部改正について
- 3 協議事項  
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他  
(1) その他報告  
・ 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について  
(2) 次回日程
- 5 閉会

### 【配付資料】

#### 議事次第

【資料1】 第15回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱

【資料3】 リサイクルセンター中央棟におけるプラットホームの窓ガラリ改修

【資料4】 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書

【資料5】 都内一般廃棄物焼却施設における飛灰等の放射性物質等測定結果

【資料5-2】 電気集塵機を有している焼却施設における測定結果

【参考1】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）

【参考1-2】 処理対象ごみ

## 【会議録】

18時30分 開会

### 1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

会長 : 本日は、この委員のメンバーでの最後の協議会です。それでは、報告事項から始めたいと思います。

### 2 報告事項

#### (1) 第15回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

事務局 : 報告事項(1)「第15回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について」事前にお配りしてありますが、何かご意見があればよろしくお願ひします。

会長 : 特にございませんでしょうか。よろしいですか。

#### (2) ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱の一部改正について

事務局 : 資料2をふじみ衛生組合地元協議会設置要綱の一部改正ということにつけさせていただきました。第3条の第3項に、「前号の自治会等の住民の委員は、別表第1に定める三鷹市及び調布市の自治会等から推薦を受けた者各1人」となっておりますが、その別表部分の改正です。ふじみ衛生組合に届けがございましたので、別表第1のNo.22に、「二八自治会」を追加させていただきましたものです。この一部改正でございます。

会長 : それでは、協議事項に入っていきたいと思います。

### 3 協議事項

- ・ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

副会長 : 最初に、資料3、裏表印刷になっておりますので、よろしく確認をお願いします。

まず、東八道路の上に、リサイクルセンターの中央棟がございます。委員の方から、その南側の窓ガラルの部分について、外気とそのまま通じているので、におい対策としてどうかというご意見がありました。宿題となっており、今回、きちんと回答するというお約束になっておりましたので、ここで説明をさせていただきます。

私から概略、その後、引き続きましてリサイクルセンター長から詳細説明をさせていただきます。

C 委員 : このガラルは平成21年12月24日のときにも申しましたし、そこにいらっしゃる三鷹市生活環境部長、それからあなた、あのガラルは何ですか。当時のD委員が「あれはふさがりますよ」と、こう言った、材料もありますよ。あなたに「何でこんなところに網戸をつけているのですか」と何遍も言ったのですよ。今ごろ何でこんなものをつけるのですか。しかも、今までここから外へ追い出していた空気を今度は中へ入れるのでしょうか。何でこんなことで効果があると思っているのですか。まず、それが1点。

どうして今まで、ふさぐと言ったのに、ふさがなくて、「材料も買ってあるのにどうしたんですか」と言ったら答えもしないで、いきなりこれを出してくるとは何ですか。まず、なぜふさがなかったということの理由を説明してください。それで、こういうもので中に清浄な空気を入れて、ストックヤードのにおいをパワーシャベルでかき回して、そのにおいをどこへ出すのですか。それが2点目。

出るわけないでしょう。こんなものはつけられない方がいいですよ。以前につけましたエアカーテン、会長もあのときに、「今度はいいエアカーテンがつくから来てください」と、私と3人で行ったでしょう。あのときの説明では、秒速70メートルでぶつけて、十分耐えられますよ。ところが、15メートル前までに、こっちへ、東にも西にも噴き出していたじゃないですか。こんなものは役に立たないと言ってあるじゃないですか。それが3点目。

これは効果ないですよ。なぜこういうものやって、その経過は、今まで黙っていて、何でいきなりこんなものを出してくるのですか。どうして今までほうっておいて、説明もなく、いきなりこんなものを出すのですか。

こんなものをつくるということ、調布市も承認されているのですか。あそこからおいが出ているのですよ。

副会長 : まず1点目、これまでの経過ということでございますけれども、ガラリについては、外の空気をプラットホームの中に入れるという目的で設置してあるものでございます。

ただし先ほどもありましたように、委員の方から、そういうところがあると逆に外へ空気が出るのではないかとということがありましたので、ふじみ衛生組合でこの期間、真摯に検討しまして、きょう回答することとしたものです。

それから、エアカーテンにつきましては、少し角度をつけて中に空気が入るような効果がありますので、それは設置したときに既に効果は検証済みでございますので、全く効果がないということはありません。

さらにご承知のとおり、エアカーテンとあわせて、現在はシートシャッター、片方ずつしか開かないような仕組みでつくっておりますので、それぞれ臭気対策についてはこれまでも着実に進めてまいりましたし、これからも着実に進めてまいります。

詳細につきましては、センター長から、その仕組みについて説明させていただきます。においを外に出さない仕組みになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

P 委員 : 資料3の表面ですけれども、上の部分が平面図になっております。下のほうが南側の立面図になっております。今、言われているガラリというのは、立面図で言いますと、この黒く塗ってある部分の2カ所でございます。

裏面をごらんいただきたいのですけれども、上のほうに書いてございますのがガラリですが、リサイクルセンター中央棟のガラリというのは、今、このような形になっております。右側につきましては、ガラリの側面図です。このような形になっております。

それで、今現在、プラットホームでは機械で排気をしております。ですので、中に空気を吸っていますので、このガラリというところは引っ張られて、外から自然に中に外気が入るような仕組みになっております。ただし、先ほど事務長からご説明がありましたとおり、私どもは去年、シートシャッターをつけまして、さらにプラットホームについては密閉度が増しましたので、構内作業車の排ガスとか、中で作業員の方も働いていらっし

やいますので、やはり新鮮な空気というものをより確実に取り入れたいという考えがあります。

その改善策といたしまして、今、下のほうに絵があります、まずガラリを全部取り外しまして、そこにアルミパネルをつけさせていただきまます。そのアルミパネルの左側の一部分、この丸くなっているところをくり抜きまして、そこに壁づけの換気扇をつけさせていただきます。この換気扇は、強制的に外から、プラットホームに空気を送り込むような形にして、換気扇が回っていないときは——今、絵ではちょっと表現していませんけれども——内側にシャッターをつけますので、換気扇がとまったときにシャッターが閉じるような形になりますので、稼働してないときでも中から外には空気が流出しないような構造にしたいと思っております。

そして、さらに、プラットホームに次亜塩素酸水を噴霧して、消臭対策をしております。また、オゾン発生装置をつけて、それについても脱臭の設備をつけさせていただきます、消臭対策をしております。

今申し上げました機械の排風機の出口側につきましても、私どもとしては、活性炭のフィルターを取りつける方向で考えております。今現在、リサイクルセンターの外壁工事をやっておりますので、これが終了次第、取りかかりたいと思っております。

C 委員 : 南側のガラリは、事務長と一緒に回って、「ここからにおいが出ている」とあの網戸をたたいて、「すぐに閉めてください」とそう言ったのです。それを今まで何もしなくていきなりこんなものを出してきた。それが1点目。

あなたはその前に私にきちんと話をしなくてはまずいのではないですか。あなた、言ったでしょう。「ここは閉めます」と言った。あなたと一緒に歩いて、「この網をどうしてくれるんですか」と。ここはもう閉めますと、そう言ったじゃないですか。それを何でこのように変えるのか、全然あなたの説明はなっていない。

それから、P委員に聞きますけれども、この2台は何馬力で、どのくらいの風量で入ってくるのですか。

何馬力で、どのくらい入ってくるのか、その計算値があるでしょう。それから、強制的に中へ外気を2台で入れますね。入った空気をどこから出すのですか。屋上に排気塔が10本ぐらいありますよね、両方にありますよね。あそこに出すのではないですか、違うのですか。1点目は、上に排

気塔が十数本ある。防爆装置のあそこから蒸気なんか、あれが1本。もう1本はボイラーでしょう、おそらくボイラーから出ている。もう1本はどこからか知らんけれども、3本常時あそこから外気に出ている。

各部屋、1階、2階、3階にダクトがあるでしょう。それぞれ東西南北、5つか9つあるでしょう。あそこは何が出ているのですか。3点目。しかも入ってきた空気をどこで浄化しているのか。1階、2階、3階は網戸なのです。すのこになっている。下から上まで全部筒抜けです。

それから3点目、北側に3列あって、ここは常時もうシャッターが開いているのです。365日、朝から昼まで休みないわ、全部開いている。だから、あなたに内容証明で文書を出したでしょう、「管理能力がない」って出したのですよ。悪いけど、管理能力欠如だって、出しました。

これは21年の6月から工事が始まっているのです。タクマのは全部撤去して、ビン、缶、全部これ、缶の圧縮機械とか、それが4点目です。いつの間にかこれをやっている。これはわかっていますよ。クリーンセンターが21年10月に引っ越したから、あの時点から始まっている。もう工事経過は1日から、実施は6月からやっている。だれが説明したんですか。やってから説明したってしょうがないでしょう。議事録をずっと見てください。ビン、缶は大問題になったのだけれども、これはまずいと思って、ビン、缶は、調布は、99%はみんなここでやっていたでしょう。あそこは三鷹だけです。そのために、27メートルも余分なところを、半分ビン、缶の置き場にしているじゃない。この間はもっとすごかった。東方はドラム缶4列、その中に不燃物とかいろいろな公害物質を並べていたじゃないですか。現在は何か整理したみたいだからなくなっている。そのようなことをやっておいて、何も説明しない。それが5つ目。

副会長 : まず、ガラリーをふさいだらどうかという意見ですけれども、今回これをふさぐという案でございます。それをふさぐのとプラスして外から空気を取り入れなければいけないので、これに外からの空気を入れる換気扇をつける。換気扇を止めているときにはすべてふさがりになります。

換気扇を回したときだけ外の空気が入る仕組みにいたしましたので、中から換気扇を通して空気が外へもれるということはありません。長い間リサイクルセンターのほうで検討して、今回、これが一番よい案であるということで、自信を持ってお出ししたものでございます。

それから、北側のシャッターが開いているという話は、中央棟北側で、プラスチック等を梱包して、それを道を挟んだ北棟のほうに移す作業をしているところのシャッターが開いているという話であろうかと思えます。こちらにつきましては、既に今年度の予算のところでも説明しましたが、そこが現在、確かに重量シャッターしかないので、作業中は開いている時間が長いということはおっしゃるとおりでございます。

今回シートシャッターをつけることで、今年度予算で既に計上済みでございます。外壁工事が終わり次第、設置する形で現在進めておりますので、ちょうどプラットホームにできたようなシートシャッターを設置するというので、これは既に説明済みでございますので、そういう形でご了解いただければと思えます。

それから、ビン、缶につきましては、既に三鷹、調布とも、ビン、缶については、ふじみ衛生組合が当初スタートしたときに入れておりました。それが確かにおっしゃるとおり、調布市は、今、ほかに移っているという状況ですけれども、三鷹市はまだそのままふじみのほうに搬入しているということでございます。

P 委員 : 私からは先ほどのどこから出しているのかというところと、排風機の能力について答えさせていただきます。

今、プラットホームは、細かく言いますと、まず排ガス対策としての機械で排風機というのがございます。それと、プラットホームには不燃ごみとか、プラスチックごみとかが搬入されますので、まずバグフィルタといまして、いわゆる集塵機です。粉じんを取る排風機というのがございます。それについては粉じんを捕集するというのがありますし、活性炭フィルターを通して、建物の上部のほうに出しております。

C 委員 : どこにあるのですか。

P 委員 : 建物の上部のほうにあります。それで、ただ、それに加えて、プラットホームでは、先ほど説明しましたとおり、次亜塩素酸水を噴霧したりとか、オゾン発生装置を設置しておまして、そこで消臭対策をしていますので、空気をそのまま出しているわけではございません。先ほど言いました排ガス対策の機械の排風機に対しましても、さらにというところで、活性炭フィルターをつけさせていただきたいと考えております。

あと、その排風機の能力でございますけれども、プラットホームの容積

の2回換気という形を想定していますので、大体1時間当たり約1万立米というような能力でございます。

C 委員 : 入るのはそうで、出すのはどのくらい出しているのですか。

P 委員 : 今の1万立米というのは排風機の能力でございます、今度取りつける吸気用の換気扇なのですけれども、中を正圧にしますと、そこからまた出てしまいますので、取り入れる空気としては機械の排風機の能力より少し落とします、例えば1時間当たり8,000立米、そういったように排風機の能力より少し落として、中を負圧にして、その空気をそこから出さぬようにというような形で対策をとりたいと思っております。

C 委員 : 空気を入れたらあふれるにきまっているでしょう。その空気を入れたのに負圧をかけるというんだから、どこの何階にどういう装置があって負圧になっているのか教えてください。どこかに出ている、どこから排気しているのですか。

会 長 : では、それを最後の質問で、P委員、お願いします。C委員の質問、最後にします。この問題はこれで切ります。

P 委員 : 2つあります排風機ですけれども、バグフィルタと言われているものにつきましては、西側の壁面の上のほうに大きなダクトで出ていく部分があります。それで、もう一つの排ガス対策の排風機につきましては、東面の外壁のところガラリというものがあまして、そこから出ております。

C 委員 : 東のどこにあるのですか。

P 委員 : 東側の1階と2階の間ぐらいの高さです。

C 委員 : それ、図面を出してください。

会 長 : C委員、わかりました。一応、これで切らせてください。

C 委員 : この間、前センター長と1階、2階、3階と全部回ったときに、そのような装置はなかった。

あそこから2台どんどん中へ入れられたら、1階、2階、3階、開口部からみんな出て行くでしょう。それを浄化してどこかで出しているというのだから、何階のどこにどういう装置があって、どこの窓から、どこの排気塔から出しているのか説明してください。

会 長 : P委員、C委員と再度、個別にその問題を詳しくやっていただきたいと思えます。

C 委員 : だめです。責任者は事務長だから、事務長とP委員と来てください。



副会長 : 2人でいきますので、お願いします。

C 委員 : T委員、立ち会ってください。こういういかげんな答弁では、私は承知できません。

それに、私は被害者なのだから、内容証明書で被害者だっけ出しているのです。それとこの図面のこのところ、朝から晩まで開けっぱなしですよ、ここもそうです。これはコンテナへ入れるのだけれども、トラックが入る。トラックは胴体が長いから閉められない。だから、ここは朝の8時から5時までずっと開けっぱなしです。ここからみんな出ているのではないですか。はっきりした答えを出してください。閉めるなら閉める、あれをやめるならやめると言ってください。

会 長 : だから、詰めてください。ふじみ衛生組合と両市が入って詰めてくださいと言っているのではないですか。

C 委員 : 協議会で協議したこと、検討委員会でやりましたから、そちらのほうは了承いただきました、ここにそういう回答が来ているのです。そういう回答を出されているので、これは徹底的に論議する。

会 長 : C委員、この問題はこれにて打ち切らせていただきます。不燃施設の問題については、後日やります。

開いているところは、C委員とふじみ衛生組合で、個別にどうなっていくのかをちゃんと説明していただいでください。

不燃施設の問題は、今年度末あたりに不燃施設の調査の結果が出て、検討していきます。

C 委員 : 異議申し立てをします。

会 長 : 異議申し立てといたしましても、まだまだやらなければいけない問題がこれからあるわけで、今回はこの委員の任期の最後の協議会ですから、ぜひ他の問題も話を進めていきたいと思えます。

今言ったようにここで議論しても、解決しないでしょう。だから、P委員、事務長、C委員、それから両市の部長が入って、もう少し詰めてください。それで、来年の3月に方向が出るわけですから。

C 委員 : 何の方向か。

会 長 : 今、不燃施設を調査して、どういう方向に持っていくかということをやっているらしいです。

C 委員 : 聞いてないです。そういうふうには言えいいではないか。内容証明だけ

れども、そういうところでこういう考えを持っていますとどうして言わない。そういうことを我々近隣住民に何も知らせない。隠しておいてだよ、臭いにおいばかりかがせておいて、会長は知っているけれども私は知らない、今、初めて聞きました。それはそういうことを全然我々に知らせないで、おかしい。

会 長 : C委員、わかりました。この問題はこれにて終わります。次の議題に入らせていただきます。

事務局 : きょうは前回の協定書のたたき台というところの議論の中で、ごみ処理相互支援という第3条の2で、いろいろ議論をいただいているところでございますが、資料4に「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」というのがございまして、今まではこれの要綱ということで、皆様方に資料として説明をさせていただいたのですが、西多摩衛生組合のホームページにこの資料が公開されておりましたので、ご参考にと申しまして、今回これを添付させていただきました。

その内容を説明させていただきたいと思えます。資料4、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書、まず「目的」というところで第1条がございまして、2行目にありますように多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱、既にお配りした資料ですね。それに基づいて、ごみ処理の相互支援を行うことを目的とするということで、この協定ができています。

第2条の「適用範囲」、これは実施要綱と全く同じ部分でございまして、16条にありました内容でございまして、適用範囲として、その1項目、緊急事態で対応するんだということです。支障が生じた場合は対応する。それから、2項目に書かれていることは、市町村等のごみ処理施設等があらかじめ計画された定期点検、改修、更新・新設のため、その運転を停止し適正なごみ処理に支障が生じる見込みの場合、この2点です。この場合に適用するというような内容でございまして。

その下、「市町村等の責務」ということで、これは要綱の15条にあった内容でございまして、市町村等は、多摩地域ごみ処理広域支援体制を円滑に実施するため、長期的視点に立ち相互支援の精神を持ち、次の責務を負うものとするということです。

(1) 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃・粗大の区分はもとより資源化、

有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない、ということでございます。2点目が、一般廃棄物処理基本計画に基づいて、確実に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。3点目、適正な維持管理を行い、施設が常に良好な状態を保持できるように努めなければならないということで、この辺は要綱15条と全く同じ内容でございます。

その下の「協力の方法」としては、同じく要綱19条にあった部分でございますが、第4条、市町村等は支援の依頼があった場合に、特別の事情がない限り、積極的にその要請に応えなければならない。2項、市町村等は支援を依頼する場合、多摩地域ごみ処理広域支援要請書によりブロック代表に依頼をすることができる。3項、前項の、同一ブロック市町村等において、受託可能な市町村等がない場合は、ブロック協議会長を通して他のブロック代表に支援の依頼を行うことができる、ということでございます。

次頁です。「費用負担」について規定されております。市町村等間で行うごみ処理委託業務に係る費用は、当事者間で協議のうえ決定するものとする。

「契約の締結」、第6条です。市町村等は、ごみ処理広域支援を行う場合は直接当事者間で委託契約締結をするものとする。

「協定期間」として第7条、これはこの協定が結ばれた平成6年10月1日から平成7年9月30日までとなっておりますけれども、異議の申し出がないときは、これを延長するというもので、今現在延長されているものでございます。

「実績の報告」として第8条、市町村等は、ごみ処理広域支援を実施した場合は、委託者より実施要綱による多摩地域ごみ処理広域支援実績報告書をブロック代表を経由してブロック協議会長へ提出するものとする、ということでございます。

以上が、26市3町1村及び7つの一部事務組合の押印がございまして、協定が締結されているものでございます。

それで、各自治体の印鑑が押してある次に、平成23年度の体制として、表にまとめさせていただきました。第1ブロックとして、八王子市等々が入っています。右の地図、黒い太線で囲った区域です。これが各ブロック

でございます。三鷹市、調布市は第2ブロックということで、一番東側になります。そこに入っております、ふじみ衛生組合も入っているということで、そういう図面を含めて、わかりやすく整理させていただきました。

会 長 : 引き続き、きょうは広域支援の問題を取り上げておりますが、今日、3月11日の大震災以来、放射性物質がどこでも問題になっていますので、そのための資料として用意してありますので、これはB委員のほうから、簡潔に説明をお願いします。

B 委員 : 資料5、資料5-2という2つの資料を用いまして、一般廃棄物焼却施設における放射性物質のことについてお話ししたいと思います。広域支援も含めまして、いろいろなところのごみが入ってくるのが想定されますと、皆様が一番気になるのが放射性物質のことだと思います。

基本的に廃棄物焼却施設は、過去のダイオキシン問題等を経まして、燃焼管理の徹底と適切な排ガス処理によりまして、有害物質を環境中に排出することなく、さまざまな廃棄物を完全に燃焼できるシステムとして確立されているところでございます。また、焼却後の焼却灰についても、管理型の埋め立て処分場にて、生活環境上支障のない形で安全に最終処分できるシステムが確立されているところでございます。

廃棄物に含まれる放射性物質は、焼却処理に伴いまして、揮発して排ガスに移行するものは排ガス処理により飛灰として回収されます。焼却後の主灰と飛灰をあわせまして、管理型の埋め立て処分場に埋め立てすることで、適切に管理することが可能であるというふうに国からも指針が出ておりまして、1つの目安として8,000Bq/kg以下の飛灰、主灰、言い換えますと、ばいじん、焼却灰については、埋め立て処分してよろしいということが国の指針として示されております。また、8,000Bq/kgを超える飛灰、主灰につきましては、安全な処理の考え方が近く取りまとめられる予定でございます。その安全な処理の考え方が取りまとまった段階で、処理の方法が国から示されることになっております。

そこで、東京都内の焼却施設の灰からどのぐらいの放射性物質が出ているのかというのが資料5でございます。こちらに都内の一般廃棄物焼却施設の54施設、それから55番目は焼却施設ではございませんが、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、以上55の施設について、焼

却灰、飛灰、排ガス等についての測定結果が出ているところでございます。

ポイントといたしましては、唯一1カ所、8,000 Bq/kgを超えている施設がございまして、それが20番の江戸川清掃工場です。江戸川清掃工場の飛灰から1万2,920 Bq/kgが検出されております。これが都内で唯一基準値を超えている事例でございまして、こちらの飛灰については8,000 Bq/kgを超えておりますので、現在保管しているという状況でございます。

また、身近なところでは隣のページの26番を見ていただきますと、三鷹市環境センターのデータが載っております。三鷹市環境センターは、飛灰が3,409 Bq/kg、焼却灰が351 Bq/kg、排ガスは不検出ということで、こちらについては全く問題がないというデータとなっております。これが東京都内のデータでございます。

続いて資料5-2が、排ガスについて、煙突の排ガスから放射性物質が出るかどうかということで、実験を行った資料でございます。こちらは1ページにもございます概要のとおり、福島県内の一般廃棄物焼却施設で、生活ごみの焼却を行っている状態及び災害廃棄物を混焼、混ぜて燃やした状態での放射性物質の濃度を測定したということです。その結果から、災害廃棄物焼却処理の影響を検討したというものでございます。

対象施設でございますが、3番にも書いてございまして、伊達地方衛生処理組合清掃センター、1枚めくっていただきまして、2ページの一番上、須賀川地方保健環境組合須賀川地方衛生センター、こちらの2カ所で実験を行ったというところでございます。

測定の結果は、5、6、7、8ページということでございますが、5ページが灰です。普通の焼却灰である主灰、ばいじん等の飛灰、これが5ページにデータとして出ております。

そして、今回、実験のメインとして行いました排ガスですけれども、排ガスの測定値につきましては6ページにございます。伊達地方衛生処理組合清掃センターでは0.83、これが7月5日採取、セシウム134のほうです。それから、7月6日は1.4という数字でございます。また、須賀川地方では0.34と0.36ということで、排ガスについては非常に小さな値しか出ていないということが、混焼実験の結果わかったということで、2ページに戻っていただきまして、5の「考察」でございます。

5. 「考察」の「排ガスについて」というところの中段から下段にかけてでございますけれども、今回の測定結果程度の排ガス濃度では、周辺住民の被ばく線量は十分に低いと考えられる。これらのことから、今回の調査対象となった活性炭が含まれる電気集塵機を有する焼却施設では、災害廃棄物を1割程度混焼する場合には、安全に処理できると考えられるという結果となっております。

また、3ページですけれども、(3)の「その他」でございます。本測定結果とは別に、7月11日に千葉県柏市が放射能濃度測定結果を公表しております。それによりますと、柏市の2カ所の焼却施設のうち柏市清掃工場は、排ガス処理設備としてバグフィルタ（活性炭吹込みなし）と触媒反応塔を有しており、飛灰固形物に含まれる放射性セシウム濃度は7,240から9,780 Bq/kgでございましたが、排ガスから放射性セシウムは検出されなかったということでございます。触媒反応塔はセシウム除去に寄与しないと考えられますので、活性炭を吹込まないバグフィルタだけでも、十分なセシウム除去能力があると考えられるという結果がここで出ております。

以上が、煙突の排ガスからの放射性物質排出の可能性でございます。

繰り返しますが、資料5のほうは焼却灰、飛灰から発生する放射性物質の測定結果、そして資料5-2が煙突から排出される放射性物質の測定結果でございます。どちらも安全上は問題ないと考えております。

C 委員 : 国の方針は、いまだコンクリート詰めにして埋めるのが可能だと。しかし、中間施設は福島県のどこかでやりましょうということで、例えばそこにできた場合はどこで埋めるのですか。8,000 Bq/kg以下のそのような灰はどこに埋めるのですか。それともう一つ、皮とか木とか燃やすから集約されるとだんだん濃くなる。8,000 Bq/kgを超えた場合はどうするのですか。

B 委員 : まず8,000 Bq/kg以下のものについては、管理型埋め立て処分場で埋めてもよろしいという国の指針が出ており、この多摩地域の場合には、日の出町のエコセメント化施設のほうでセメントにされるということになります。

C 委員 : それは決定になったのですか。

B 委員 : 8,000 Bq/kg以下については、管理型処分場で埋めてよろしいとい

うことになっております。

C 委員 : 埋めてよろしいけれども、場所はまだ最終的に決めてないのではないですか。

B 委員 : 場所はそれぞれの市町村で決めるということになります。8,000 Bq/kgを超えた場合については、先ほど申し上げましたとおり、安全な処理の考え方が近く国のほうで示されるので、それまで厳重に保管してくださいということになって、各自治体でも、8,000 Bq/kgを超えるものについては現在保管しているところがございます。

C 委員 : ふじみで保管するということですか。

B 委員 : もしふじみで出れば、ふじみで保管することになります。

A 委員 : 以前に、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱というのが配られました。きょうの資料と性格はどうか、それぞれがどういう位置づけになるのかということをお伺いしたい。

事務局 : 実施要綱ということで、同じく協定書に加盟している市町村等が確認した要綱に基づきまして、協定を締結したという協定書がございましたので、きょうはその資料を皆さん方に提供させていただいたということがございます。

B 委員 : まず当然のことながら、協定書のほうは各市長が結んでいる協定ですから、これが基本的な精神の部分です。これがございまして、詳細については要綱でお示ししましょうということになります。

A 委員 : 支援体制を実施するための詳細な手続その他が実施要綱になる。

B 委員 : 要綱に定めるということですから、具体的には要綱に基づいてそれぞれ広域支援については実施されるということです。

S 委員 : 先ほど協定書の説明があつて、広域支援というのは緊急の場合、具体的には、長期間の工事、事故、災害に対する応援体制であつて、当然やるべきものであると、だれが考えても必要なことだと思います。

しかし、この当然やるべき広域支援というものを実施するのに大前提があると思うのです。それはごみの自区内処理です。つまり自分のごみは自分で処理するという大原則が貫かれているときに、お互い困ったときに助け合いましょうということだと思います。ところが、私は現時点でこの大原則が極めて危険な状況にあるという認識をしています。もし仮に一角でごみの自区内処理原則が崩れてしまうと、お金で片づけようということ

もあり得て、大変なことになってくるのではないかと、そういう心配をしています。

私どもは、現時点で最新鋭の設備を持つことになって、当然頼ろうという人たち、地域も出てくる可能性がある。したがって私どもごみ処理施設の周辺にいる住民は、今まで以上に広域支援体制に対して、本来の広域支援体制は例えば三鷹市と武蔵野市がやっているようなものについては、当たり前のことですので何の異存もないけれども、今後起こってくることを考えると、我々の発言力を十分強化しておかないといけないと思うわけです。

もう一つは、先ほどB委員からありました放射性物質の問題です。現在のところ、多摩地域の飛灰の濃度は幸い8,000Bq/kgの約半分以下ですので、まあ、問題はないし、日の出のほうもそれを受け取ることについて問題はないと思います。そういう点で安心はしておりますが、現に先ほどもご指摘がありましたように、ほんの近くで1万2,920Bq/kgという大変高濃度の飛灰も出ている。さらに埼玉県とか、千葉県では、灰の処理をめぐる社会問題化していると理解しています。いたずらに不安を募らせる必要はないと思うけれども、将来に対してどうなのだということについては、地元の住民は十分発言力を確保しておきたい、そのように思うわけです。

それで、たたき台とあります参考1の資料ですね。そこに広域支援についてどういうことが書いてあるかということ、第3条の2です。3行目、「を原則とし、ごみ受け入れに際し事前に甲に報告し」、甲というのは我々ですね。「甲から意見がある場合は、その反映に努めるものとする」となっています。これは、私が思うに、従来の説明会方式です。何か問題があると、市民を集めて問題点について話をする。そして市民がさまざまなことを言う、はっきり言えば、ガス抜きといったら悪いかもしれないが、結局、市が当初考えているストーリーでおさめてしまう。我々はそういうことを何回も経験しています。

それではどうしてほしいかと言いますと、ここはお互いの協議の場ですから、広域支援で特定の問題が起こってきたときに徹底的に議論すべきだと思うのです。お互いに議論を闘わせる。そして、そこでまず結論を出す。私個人的には、それに行政が従ってほしいとは思いますが、残念ながら、我々



は要綱上、諮問機関だということにもなっているのですが、最大限尊重はしてほしいのですが、このガス抜き書き方は到底承服できません。何か別の表現法で、我々の意見が、将来の広域支援にしても、安全・安心を保つためにも、何とか変えてほしいというのが私の意見です。

会 長 : たたき台から一步進んでほしいという提案を含めた意見であったと思います。

G 委員 : 先ほど放射性物質の説明のときに、素人で恐縮なのですが、飛灰1kgをとるのに、排ガスとしては大体何立米、処理するのですか。

聞きたいのは、飛灰は当然比較的高いのはわかっているのです。ボトムアッシュよりフライアッシュのほうが高くなっているということですが、排ガスの中には少ないですよというデータですが、排ガスの測定方法はここに書かれているように、0.5ミクロンのフィルターみたいなもの、ろ紙を使って、1時間かけて1立米だけ引っ張っているのですね。1立米だけ引っ張っているんだから、1立米には入っていませんよということだと思ふのです。要は、排ガスの中で1立米だけ引っ張ったんだけど入っていませんと、これは事実だと思ふのです。

一方、飛灰のほうはたくさん入っている。飛灰1kgを処理するには、実際は何立米の排ガスが出ているのか、聞きたかったのです。環境中の1立米を測ったらほとんど出てこないだろう、これはそんな濃度かなと思ふますがけれども、実際総量としては出ていないのかどうか。それが飛灰1kgとれるのには相当する排ガスを捕集して測定すればどの位含まれているのかが問題だと思ふのです。そうすれば飛灰に含まれているが大気中には含まれないということが証明される。1立米を採取して測定したのでは検出限界以下となると思ふ。そういう総量的な見解みたいなものを調べて、後で教えていただければと思っています。

繰り返し言いますがけれども、飛灰は1kg程度の試料を測っているわけです。一方、排ガスも1立米しか測っていないですね。飛灰1kgに相当するのは排ガス10万立米とか、そんな量あるだろうと思ふのです。だから、その中でトータルしたらどうなのだろう。要するに、排ガス1立米のものに含まれる粉じんは少なすぎて粉じんには含まれていても粉じんが少ないので、排ガス中の濃度は限界値以下だということになるのではないかと思ふので、次回でもいいですから、その辺の見解を教えていただけれ

ばと思います。

会 長 : できたら今言っていただくと、いいのですが。我々、今までは一般廃棄物ばかり考えていたわけですから、今度は放射性廃棄物を同時に燃やすということになるわけです。だから、地域としてはすごくデリケートな問題で、しかもここに全部三鷹と調布のごみが集約されるわけですから、拡散したものをもう一回集めてくるという作業をごみ処理施設で行うわけです。だから、今のG委員の意見がございましたけれども、そういうことも非常に心配になってくるわけです。ただ、数字だけ見て安心だと言えないわけです。

パシフィックコンサルタンツ : まず大気、排ガスのほうのとり方ですけれども、基本的には煙道の中に測定する採取孔がございまして、そのところに採取管を入れております。そこから今度は出てくる空気をポンプでゆっくりと引いて、このシリカ繊維のほうに通しているというような形になっているかと思えます。

そのところで1時間で約1立米しかとっていないのではないかということでございますけれども、要はその間、燃やしているガスとしては、この焼却施設の場合ですと、それぞれ50トンクラスのものでございますので、おそらく1時間当たり2万立米ぐらいのガスが流れているかと思うのです。そのうちの採取孔の管のほうはごく細いものですから、それを全量とるわけにはいきませんので、そのうち部分的に1時間をサンプリングして、何とか1時間流れたところの排ガスのほうをまんべんなく吸引して、繊維のほうに落としていったのではないかと考えております。

ご心配の節は、その1立米とった、実際に燃やしているときには多分2万立米とか、そのぐらいのガスが煙突から排出されているかと思うんですけれども、その中で不検出というか、この排ガスの結果ですと、例えば立米当たり、伊達のほうですと0.83とか、セシウム137で0.89、あるいは1.4とか1.5とかいう数字が出ておりますので、要は煙突の煙の排ガスの総量が実際にそこで排出された総量となりますので、排ガス量が出ていませんけれども、これ掛ける排ガス量ということで出せば、一応、1時間当たり何ベクレルのものが出たのかというところはわかるかと思っています。

東京都の結果のほうは不検出となっておりますけれども、こちらの分析

の仕方等についてはわからないのですが、おそらく同じような形で、ガスを抜いてそれぞれやっているかと思います。あと分析の精度は、環境省の災害廃棄物安全評価検討会のほうに出されたものと、どの程度のものでやられているのかわからないのですが、先ほどの話ですけれども、おそらく電気集塵機を使っているものよりは、東京都の施設ですと大概バグフィルタを使っています、おそらく活性炭吹込みをやっているのもう少し集塵効率がいいはずなのです。多分、電気集塵機のほうが悪いはずなので、不検出になっているということは、ここに出てきている伊達の清掃センターの施設よりももっと低い濃度になっているのではないかという具合に想定はできますが、何分不検出となったときの検出限界がどのくらいであって、検出限界から下だからゼロかというところという問題ではないのです。

例えば検出限界が1であれば、もし測れるのであればですけども、0.9とか0.8という値になっているかもしれないし、必ずしもゼロではないということですので、幾ばくかのもものは出ているかもしれない。ただ、その量については今わからないけれども、少なくとも定量下限よりは少ないレベルであって、こちらの環境省から出されている資料を見る限りにおいては、伊達の清掃センターとかその辺から出ている工場よりも、おそらくもっと低いのではないかと推察しております。

会 長 : 先ほどのS委員の意見に対して、副会長から発言があります。

副会長 : S委員の意見については、非常に大事な問題でございますので、きょうここでの結論というのは、申しわけございませんが、私のほうでこうしますということはいえませんが、検討させていただきたいと思っております。

なお、自区内処理でおっしゃられたことでございます。ふじみ衛生組合がここで焼却炉をつくった場合につきましては、現在のところ、両市のごみについては十分対応できる能力を持っていますので、自区内処理についてはふじみ衛生組合の焼却炉ができたところでは、まず大丈夫だろうと考えております。ただ、逆に私どもの焼却炉でも、正直なところ、できた当初については故障とか修理等は少ないのですが、何年かたちますと、どうしても何らかの補修工事をかけなければいけないという事態は必ず出てまいります。そういうことのために、お互いが広域支援の協定を結んでいるということでございます。

まず、三鷹市の例で申します。なぜかといいますと、今、調布市には焼

却施設がございませんので、現在、三鷹市につきましては自区内処理をしております。かつ調布市からの可燃ごみを年間4,300トンを上限に、広域支援のブロック内ですから受け入れをしているという状況でございます。これは協定に基づいて、第一義的に同一ブロックですので、可能な範囲で受け入れをするということでございます。それで、調布市のごみは現在自区内処理ができておりませんので、同じ第2ブロックの中では、ほかの受け入れがなかなか難しいということで、現在は多摩ニュータウン環境組合のほうでかなりの量を受け入れていただくということで、これはその他のブロックのところに調布市の可燃ごみが行っているということでございます。

三鷹市で調布市のごみを受け入れるときの現在の状況でございますが、毎年説明会を開催しております。その中で説明をして、ご意見を聞いた上で受け入れをするという形でやっております。今回、この案に書かせていただいたのは、大体その形のものです。事前に報告、説明でもよろしいかと思っております。説明をして、意見がある場合には、きちんとその反映に努めるということで、原案はなっているものでございます。

それから、まず協定書の趣旨からしまして、ふじみ衛生組合で新しい焼却炉ができた場合の協定書に基づく受け入れにつきましては、そのような形でそれぞれご意見を伺った上で、三鷹市、調布市、両市の市長が最終的には決断するという形になろうかと思っております。お互いすべての市長が、この協定に基づく精神を生かそうということで、この協定ができておりますので、そのような形になるものと考えております。

ただ、S委員のご意見も、その趣旨がどういうことかということはおわかりですので、大事な問題ですので、こちらでもう一度持ち帰って検討させていただきたいと思っておりますが、原案の趣旨としてはそのような形になっております。

S 委員 : そのことについては、十分理解しており、今、おっしゃるとおりです。私が言いたかったのは、将来、自区内処理の大原則を逸脱してくることが十分に考えられると思うということです。そういう組合が出てきたときに、広域支援体制だけが今のままで、そういう原則を逸脱した組合は一体どうなのだという事です。もちろんこれはある種のルール違反者でしょうから、対応策がないかもしれません。私が言いたいのは、そのために地元住

民の発言力を高めておいてほしい。ただ、市長が決めました、あなた従ってくださいと言われたら我慢できません、そういうことを言いたいんです。

C 委員 : 広域支援の場合、例えば小金井がだめだったら、あそこは200台ぐらい来るかもしれませんよね。その場合、協議することになっていましたよね。調布市長と三鷹市長がオーケーだからいいというわけにはいかないのではないですか。近隣住民と協議することになっていたのではないですか。

副会長 : 今、具体的な例がございまして、第3条の2第1項で申しますと、仮に組織市以外のごみを受け入れるという形で広域支援の要請があったときは、まず広域支援の会議の中で諮られて、その上で、その会議の内容等につきまして、事前に地元の説明をして、それからご意見がある場合にはその反映に努めるという形で考えております。

その次の第3条の2の第2項ですが、だからといってどんどん受け入れることはできませんので、当然、その施設の能力の範囲の中で、7万7,300トンを超えないよという形での原則を貫くと。いわゆる現在私どもが想定している288トンが稼働する日数の範囲内を原則としますということで、歯止めをかけているものでございます。

会 長 : 今の質疑は重なっていないかもしれないのです。

A 委員 : 事務長は、私らの要望のとらえ方が間違っているのではないかと思う。それと、ここで回答できないというのは、当事者能力がないのかと私は不満ですけども、それは持ち帰ってやられるのはいいですが、私らが言っているのは、地元協議会の位置というのはそんなに低いのか、こんなばかな話はないのではないかということを行っているのです。S委員も先ほど言っていました、報告すればいいのか。報告会で終わるのではなくて、私らは当事者能力を持っているのだ、ということを前提とすれば協議じゃないですか。

それで、私はこの前も申し上げたと思うのですが、実施要綱の中で16条、協力が必要な事態ということについて、我々だってこういう状態は共有できます。そういうときに協議したとしても絶対にだめだなんていう話にならないのではないですか。こういう条件は共有できるわけですから、これは皆さんがくれた資料ですから。そういう場合に広域支援をやるわけでしょう。何で報告で、協議はできないのですか。私はこの地元協議会の位置というのは重要な位置を持っていると、一番身近な住民が安心・安全

のためにいろいろな注文をしたいわけです。

そういう意味からいって、私は報告で済ませるなんていう話は了解できないわけです。観点が少し違うかもしれませんが、そういう観点も含めて、持ち帰り再検討してください。

G 委員 : 調布市は二枚橋の閉炉以降、ごみを出すところがなくて、いろいろなところに頼んでお願いして、助けてもらっている。もちろん費用は払っているにしても、そういうことをしてもらっているので、相互に助け合うことについては皆さんも理解しているし、それはしてあげなければいけないと思うのです。

ただ、地元の人が心配しているのは、前回、緩やかな運用をさせてほしいというお話があったので、そこに対して若干心配しているところがあるのです。もっと具体的に言うと、今、既に三鷹市と武蔵野市で相互支援協定を結んでいるものについては、もちろん先ほど毎年説明会を行っているということのようです。

副会長 : 誤解があるみたいなのですが、武蔵野市と三鷹市の相互支援の説明会はやっていません。

G 委員 : 地元への説明会ですよ。

副会長 : それはもう既に公表だけという形になっています。

G 委員 : 失礼しました。「毎年公表している」に訂正します。

副会長 : 調布市のごみを受け入れる際にやっています。そこは誤解のないようにお願いします。

G 委員 : 武蔵野市と三鷹市で既に相互支援協定を結んでいるので、これは広域支援とは離れたというか、個別でやっているものと理解しているのですけれども、お互いに同量程度融通している。メンテナンスのためにやっているということですので、既に協定を結んでいるものについては、年間計画の中でもいいですから、報告でもいいかなと思うのです。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく新たなところからの受け入れについて、これはやはり地元との事前協議が原則ではないかと思っているわけです。既にもうどこかの自治体、ないしはどこかの域外、この第2ブロックの中かもしれませんが、そこから受け入れることを打診されていて、受け入れてやろうということが具体的にあるのであれば、それは言ってもらいたい。もしないのであれば、将来そういうことも

あるかもしれないから、こういうことを書いておきたいということであれば、これは事前協議でも特に問題はないのではないかと思います。

具体的に今、要綱の中にも書かれているようなのですけれども、焼却炉の施設の整備中とかそういうことについての支援であって、焼却炉をつくる計画もない。例えば小金井市ですかね。そういうところを恒久的に受け入れるというのは、これはもともとの多摩地域の広域支援の理念からは外れるわけですから、その間だけ助けてあげようというのとは違うと思う。そういう焼却炉の計画もないところは該当しないということなのか。ちょっと明確に答えてもらいたいのですが。

副会長 : まずふじみ衛生組合に対しては、まだ焼却炉ができていないということがありますので、現在のところ、ふじみ衛生組合に対して広域支援の要請はございません。

G 委員 : できた場合はお願いしますよという所はあるのですか。

J 委員 : G委員の「緩やかな運用」は誤解がないように申し上げておきます。今、武蔵野市と三鷹市の場合は、この間お見せしましたとおり相互支援の協定が結ばれておりまして、お互いに例えば500トンなら500トン、要するに物々交換といいますか、炉が停止したときにはお互いにやりとりするということです。

それで、この条文からいきますと、相互支援のときにも事前に報告し、甲から意見がある場合には、その反映に努めるものとするというふうになっています。特に今までの経過からしますと、この相互支援のときには、そのスケジュールに沿ってお互いにやりとりしていますので、特に皆様にお知らせするとかいうことはなかったのです。つまり、まさに信頼関係の中でやってきたわけです。ですから、そこでは武蔵野市と三鷹市の延長線上で、その武蔵野市との相互支援については緩やかに運用していただきたいというふうに申し上げたので、他の団体に緩やかに運用していただきたいということではありませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、第16条の関係で、私も広域の関係でいろいろ議論してきましたので、あらかじめ計画されたこととか、新設とか、そのように第16条はきちんと決まっているのですね。それ以外、やはり受け入れられないわけです。それから、第22条では、第16条に基づかない疑義が生じた

場合について、そしてどうしても困ったときに暫定的にやるということが第22条に書いてあるわけです。あくまでも暫定と言っているわけです。ですから、今、G委員が言われたようなケースで、恒常的に受け入れるというのは、市民の皆様以前に行政の中でシャットアウトされてしまうのです。

これはほんとうに広域支援なのかどうかという議論もいろいろなされてきて、こういう経過になっておりますので、その点は協定が結ばれているから、当然のことながら、お互いに必ず積極的に受け入れようという姿勢はきちんと担保しつつ、しかしながら、第16条に規定されていること、第22条に規定されていることは守っていこうという形でございますので、そのことを了解いただきたいと思います。

A 委員 : J委員が説明したことについて、そうだろうけれども、私ら地元協議会の位置をどう考えているのかということを行っているのです。そんないい加減なものは、皆さん受け入れないでしょう。どうして事前に私らに協議を求めることができないのですか。私が言っているのは、J委員のお話とは違うでしょう。地元協議会のポジションというのはどうお考えなのか。軽視されて、言っておけばいいということなのですかと、私は言っているわけです。

市が受け入れないから、安心だから大丈夫ですよと言われて、市を信用しないなんていうふうに私は言う気はないけれども、地元協議会に協議してもいいじゃないですか。なぜできないのかというのを私は言っているわけです。そこは議論していただいて、訂正してもらいたいと、意見を申し上げます。

副会長 : 今いろいろとご意見が出ている中で、協議と報告、説明という条項にかかってきていますが、行政として、あるいはそのほかにも議会があるわけですが、協議するというならばどこで協議をして、それで結論は出さないと、地元の了解をもらうという方法になっているのか。首長にきたから協議をして、即そこで首長が決めるということではないと思うので、その辺の形というか、通常的意思決定の形を教えてくださいと思います。

副会長 : ふじみでは、実はそういう広域支援の依頼をまだ受けたことがありませんので、私の段階ではちょっと正確な答えができません。委員の中で答えられる方がいらっしゃったら、お願いしたいのです。



J 委員 : これは明文化されるされない以前の問題で、例えば市長が受け入れるというふうな方向性を判断したとします。それは、もちろん議会にも説明し、それから地元の皆さんに必ず説明するわけです。説明会を開きます。そこで、住民の皆さんが大反対であるとなったら、そこはできません。

ただ、ここで言っていますように、A委員のところで、今は答えられないのかという点でございますけれども、実施協定書の中には、協力の方法として、第4条に、特別の事情がない限り、積極的にその要望にこたえなければならぬということがうたわれているわけです。

ですから、とにかく第一義的には、特別な事情がない限りは、お互いに助け合うということです。しかし、お互いに助け合うのだけれども、住民の皆さんにご説明したときに、危険だからとか、何か事情があれば受け入れられないわけです。皆さんが疑義に感じられることは、我々行政の側でも同じようになるわけです。むしろ市長みずからが市民の皆さんの心配を代弁して、そういうところはきちんと解決できているのですか、このような疑問があるのですがどうなのですか、それをきちんとしないと地元の住民の方々に理解して受け入れていただけませんということで、そのフィルターがかかるはずなのです。

ですから、そういう点で、私はきちんとそこは担保されているとお答えしておきたいと思います。

C 委員 : 両市長がいいと言ったからやっていいということではないと、この間も議論されて、いや、それは三鷹と調布と武蔵野はそれぞれ協定があることが前提としたら、小金井の場合にはあれはおかしいのではないかと。もし小金井が、例えば200トンなら200トンお願いしますといったときには、事前に協議すべきだといって、前にそうなのではないですか。そうではないのですか。三鷹市長がいいよと言ったら、我々に報告だけして、それに我々はこたえなくてはいけないということではなくて、我々と事前に協議してくださいということになったのではないですか。

副会長 : 現在の協定書の案では、仮に支援のお願いが来た場合には、この第3条の2に基づいて、それを報告して、その意見を反映するという、そういう形になります。ただ、そこで、皆さん方が、例えばどこそこの市のごみはいろいろな状況で、まだ新しい施設の計画が出ていないというような状況の中では、受け入れるのはいかがなものかということで、そういう意見が

大多数を占めるということであれば、多分、それを押してまで受け入れるかどうかというのは、先ほどのJ委員の発言のような形になるかと思えます。

ただ、これについて、ルールとしては、第3条の2の形が案として現在は生きている形になっておりますので、それについて、やはり協議にすべきだというご意見をそれぞれいただいておりますので、それはもうそういうご意見としてきちんと受けとめて、それに対して私どもは今後きちんと検討していくということでございます。

S 委員 : 今のJ委員のご説明で、ある程度安心して、A委員がおっしゃっていることと同じだと思えました。つまり、市長が幾ら先走ったとしても、地元住民が反対する以上できないとおっしゃるのですから、これはA委員の地元協議会での協議結果を重視、尊重せよということと、基本的に同じことと理解しました。これを踏まえれば「事前に報告し、意見がある場合には反映に努める」という表現には絶対になりませんよ。協議するとは書いていないし、この結論をどうするのだということも書いていない。こんな条文では、J委員のおっしゃっていることとは全く違いますからね。その点をご理解いただきたいと思えます。

会 長 : 終了時刻もだんだん迫ってまいりましたが、まだご意見をいただいている委員の方もいらっしゃると思いますが、K委員、一言いかがですか。

K 委員 : 出てみてわかったのですけれども、皆さんそれぞれ過去にいろいろなきさつがあって、この場に臨まれているのがよくわかったんです。だから、それを知らずして言うと、またかき混ぜるみたいな形になるので、一体どんな経緯があるのかなというのをずっと聞いていたということです。例えばC委員の話にしても、こんなところで言わなきゃいけないのかなということから考えると、ある種の不信感というのがベースにあるのかなと。その不信感というのは、当事者はずっと同じ人ですよ、行政の人はどんどん変わるでしょう、そこが一番の問題なのかな。

そうすると、何らかの形で引き継がれていく文書なり、何かにしておかないと、精神論だけだと、そのときの状況とか、解釈の違いが出てくるので、そこはやはりきちっと書面化することが必要かなという思いを強くしました。

会 長 : M委員、一言お願いします。

M 委員 : 私も、ただいまK委員からの発言のとおりだと思います。さっきから言われているように、市長同士で承諾したからもうそれでいいのだというのはとんでもない話だと思う。それと、K委員からの発言で、このふじみ衛生組合に焼却場ができる以前の協議のときに、反対とか、そういう運動が多々あったと聞いていますけれども、そういう反対運動の経緯が、私は何かこうしこりで残っているような感じもするのです。ずっと第1回の協議会から出させてもらっていますと、何となくそのような感じもしますので、皆さん自分で出したごみをここで燃やしてもらわなければならないわけですから、その辺ももう少しフェアにして、協議をされたらいいのではないかと思います。

それと、C委員のほうから、中央棟のガラリの問題で、においが云々という問題で非常に強く指摘がありましたけれども、今、そこに調布のリサイクルセンターがありますね。私が自転車で回ってみますと、向こうの中央棟よりこのほうがよっぽど臭いですね。その調布のリサイクルセンター、あれは今後どうなるのですか。

もう一つ、そんなににおうのでしたら、においのバロメーターというか、数値というのが機械で出せるわけでしょう。どのくらいにおいが発生しているのか、その辺をちゃんと調査して、報告されたらいいのではないですか。ただ、臭いのだ、臭いのだと言うのではなくて、どの程度の臭さなのか、どうもちょっと疑心暗鬼の点があると思うんですよね。何か逃げられているような感じもすると思います。

副会長 : 今のご意見に対して、もし私の発言が誤解されているといけないので、そこだけは真意を伝えさせていただきたいと思います。

最終的に両市の市長が決定するということをございますので、皆様のそれぞれこういう経過を経て、地元の意見を反映した上で、最終的に決定するということをございます。両市の市長が決定するからそれでいいのだということではありません。そこは誤解のないように、まずお願いしたいと思います。

それから、においの件については、既に年4回測定をしております。現在のところ、悪臭防止法に基づいて設定されております東京都の環境確保条例に基づいて、敷地境界4カ所で測るという形になっております。年4回の数値については、現在のところ、環境確保条例に基づく臭気指数基準をすべて下回っております。ただし、私どもは下回っているとはいえ、こ

れからも臭気対策はさらに進めていきたいという趣旨で現在進めているところでございます。

1点目と3点目については、以上でございます。

C 委員 : 年4回でレベル12、要するに人が感じるようなにおいを出していません。7月8日、8月中ごろ、火曜日、金曜日に私のところはにおってくるじゃないですか。何でにおいが無いと言うのですか。だから言ったでしょう。ストックヤードと北側に立ち会ってくださいと、今、お話ししているのです。調布市長にも文書を出しました。あなた、1年は365日あるのだから、4回やったからにおいがありませんでした、それでは理由が通らないでしょう。

あなた、この間私が電話で「何でにおいを出しているのだ」と怒ったでしょう。あなた、あのとき何と言ったと思う。においは出しているじゃないですか。いいですよ、そういうことで、今、調布市長に文書も出していますし、立ち会いましょうと、あそこの傍聴席にもいらっしゃいますから。私がアピールするから、そのときに立ち会いましょう。要するにあそこは構造的にだめなのです。

会 長 : わかりました。議論はこれで一応切らせていただきます。先ほどのM委員の調布のごみ処理のことで、回答をお願いします。

T 委員 : 調布のリサイクルセンターがそちらにありますけれども、これは前にこちらの敷地にあったものが、今そちらで暫定的に運用しているのですが、においがあるということで、その点については発生源になっているとすれば大変申しわけないと思います。

このリサイクルセンターの今後ですけれども、現在、そちらに移ったこともあって、暫定的にやっています。ほかにもリサイクル品を展示しておりますリサイクル館だとか、ビンの集荷施設については、ほかのところにあるんです。こういった形ですべて1カ所でやっているわけではないので、今、こういった機能が分散されていることが非効率を招いている部分もありますので、これについては、リサイクルセンターの機能を含めて見直しをかけているところです。もちろんその中には移転ということも選択肢にありますので、現在検討中ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

もしそれで自転車で通りかかったときとかにおいがありましたら、その

都度リサイクルセンターのほうにおっしゃっていただければ、できる範囲で対応させていただきますので、よろしくお願いします。

A 委員 : C委員の発言の中で、私が了解できないような事実関係があると思っていますので、私にはおのの対策については、開口部をふさいで、吸気ファンをつけて、それで排気は活性炭で除去しようという今度の改善案、そういう改善をすることは、努力をされているというふうに評価できるのです。ただ、結果が、周辺の人たちにどのような答えとして出てくるのかというのは、これからそういうものやってみないとわからないですね。それはさらに改善した後に、またその実態の上にもどのようなようになるのか、そのことについての注文は申し上げたいと思いますけれども、一定の改善の努力をされている点は私は理解します。

ただ、C委員の話の中で、私は文書を見ていませんから、地元協議会で同意されて解決しているというふうなことが書かれているとC委員は言っていたのですが、だとすれば、市の公式の回答として、これは極めて不適當だと思う。ここの地元協議会は、におい問題は終わりましたなんていうふうに確認したことは1回もないですよ。これは事実はわかりませんから、C委員の発言でそう言われたので、事実関係がそのとおりでとすれば、私は市、あるいはふじみの回答としては極めて不適切だと申し上げて、それでは理解はされないと思うのです。だから不信感が増えていくのだと思いますので、申し上げておきます。

副会長 : C委員がおっしゃった回答済みというのは、周回経路、いわゆる周回部分について、この地元協議会に諮った上でというその部分で、におい部分ではないと私どもは把握しております。

C 委員 : あなた、回答出しているじゃない。読み上げましょうか。そんなことを言うのならば、次回、コピーしてみんなに配りますから、どういう回答をしているか。

会 長 : では、次回配ってもらいましょう。第16回ふじみ地元協議会はこれにて終わりますけれども、最後に、我々委員はきょうをもって2年間の任期が終わるわけです。11月に次が予定されると思うのですけれども、ただこの続きで漠然と手渡しするわけにもいきませんので、一応、会長ということで、私がやってきたところでは、住民の意見がかなりはっきりしているということですから、まとめさせていただきたいと思います。

まず、広域支援に関しては、多摩広域支援を否定する人はだれもいません。みんな認めているわけです。その上で、地元協議会の協議です。出た結果についてはお互いに尊重しようという形で、ぜひたたき台を変更していただきたいというのが住民の声の1つ。これはほんとうに固まっていると私は思います。ですから、今回はそういう形での議論をぜひ行っていただきたいと思います。

それから、ごみ処理量について7万7,300トンという数字をどうするかというので議論がありましたけれども、広域支援の問題を協議するならば、特に7万7,300トンを書かなくても一向に差し支えない。それより、地域住民の皆さんそう思っているんですけれども、調布と三鷹の市民が一生懸命減量化の努力をしている。それをこの場面においても生かすような条文をつくっていただきたい。これがごみ処理に対する住民の意見ではないかと、これはまとまっていると思います。以上2点について。

それから、3点目に不燃施設の問題は、C委員から常にいろいろな問題を通して提起がございますが、この問題は来年の3月に、今、予算をつけて調査がなされているということを伺っておりますので、その調査結果を踏まえて、トータル的にその1つの議題で集中してやりたい。においどころが一体問題なのか、そうやって初めてC委員1人の問題ではなくて、この地域住民の問題になると私は信じておりますので、こういう形でまとめさせていただいて、次の委員にバトンタッチをさせていただきたいと思います。

S 委員 : 今、会長が最後に言われたごみ処理量の問題なのですが、私はもっと言いたいことがいっぱいあるのだけれども、結論だけ言いますと、今たたき台としてある第2条の3、これについて、G委員なんかも盛んに言われていることなのですが、こういう条文にしていいただいたら、今の会長の意向が伝わるのではないかと思います。「乙は、施設の年間ごみ処理計画量を、甲と協議のうえ確定し、その実績を甲に報告する」という形で、毎年、我々がこの場で次年度のごみの処理量を相談したらどうか。

当然、ごみ処理量というのは、両市が基本計画を持っておられるので、我々が勝手には決められないことはよくわかっています。しかし、それらを勘案しても、いいところ取りをして、例えば原単位なんか両市で違ったら、低いほうにしていだけませんかというような勧告もできるはずだか

ら、そのようなことをやっでごみ減量に努めるという計画・実施のサイクルをぜひ実現していきたいという提案です。

会 長 : 今のことを含めて、ふじみ衛生組合のほうでお考えいただきたいと思います。

#### 4 その他

##### (1) その他報告

・新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

D 委員 : それでは、事前に机上に配布してありました「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設ニュース」の36号、9月に発行したのですが、これの裏面に「建設工事の進捗状況」という欄がございますので、これを見ながらご説明をさせていただきます。

まず建設現場では、工場の建築工事、以前まではごみのピットの壁をつくっています、ということをお話ししておりましたが、ピットの壁等につきましてももうすべて地上部まで完成しております。建築工事につきましては、地上1階、あるいは2階部分の躯体工事というのを行ってごさいます。躯体工事と申しますのは、構造体ということで、壁をつくったり、床をつくったり、柱を支えたりというような、写真で見ますといろいろ足場がかかってございますけれども、この下のほうの工事を建築工事で行ってごさいます。

それから、工場の機器類の工事、私どもはプラント工事と呼んでおりますけれども、7月下旬から地下部分、これはハイコンベア装置であるとか、あるいは各種水槽ポンプ、制御盤等の搬入・据えつけ、地下1階部分については、ほとんどの機械が灰の搬出に関しては終わっているような状況です。地上の部分、写真で見て、煙突の右側にちょっとした塔のようなものが見えますけれども、主に排ガスを処理するような装置の搬入・据えつけを行っているところです。

それから、一番興味があるところですが、煙突の工事、これはきょう現在で96.8メートルまでに立ち上がりました。煙突の外筒と申しまして、このコンクリートでつくられている部分が、明日、最終的な高さでございまして98.5メートルまでいくという予定になっております。煙突につきましても、この写真の一番上にシートがかかっている部分がござい

すけれども、これをこの構造体ができ上がった後は解体いたしまして、今度は本物の煙突と申しますか、内筒というものを上部から吊りおろして設置していくというような工程になってきております。いよいよ高さ100メートルに近づいてきたということで、三鷹市、調布市、あちらこちらから煙突の姿を見ることによって、「あれは何ですか」という問い合わせも最近多くなってきています。工事全体の進捗率ですが、約26%まで伸びてございます。

## (2) 次回日程

事務局 : それでは、先ほど来会長から、今回が皆様方の任期ということで、実は地元協議会が発足いたしましたのが最初は平成21年11月4日、それから2年たったということでございます。そうした意味で、これまでずっと隔月で日程を進めてきた関係から、今回は11月で、皆様の任期は今回までということになります。まだ10月でございますが、一応、日程的に隔月ということで、11月の日程で申し上げさせていただきますと、今予定しています日にちでは11月9日水曜日と11月18日金曜日のどちらかでお願ひできればと思っております。

### <日程調整>

会長 : 今回は、11月18日金曜日に決まりました。皆様、2年間お疲れさまでした。またよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

副会長 : 引き続きの方はぜひまたよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

20時31分 散会